

2020年3月9日

各 位

会 社 名 株式会社ニューフレアテクノロジー  
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本 茂樹  
(コード番号 6256)  
問 合 せ 先 取締役総務部長 下道 卓也  
(TEL. 045-370-9127)

### 株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年1月30日付で公表しました「株式の併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2020年3月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

##### ① 併合する株式の種類

普通株式

##### ② 併合比率

当社株式について、1,908,440株を1株に併合いたします。

##### ③ 減少する発行済株式総数

11,450,634株

(注) 当社は、2020年1月30日開催の取締役会において、同年3月31日付で自己株式460株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消

却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

11,450,640 株

(注) 当社は、2020年1月30日開催の取締役会において、同年3月31日付で自己株式460株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されること  
が見込まれる金銭の額

本株式併合により、東芝デバイス&ストレージ株式会社（以下「東芝デバイス&ストレージ」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を東芝デバイス&ストレージに売却することを予定しております。

この場合の売却額については、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に東芝デバイス&ストレージが2019年11月14日から2020年1月16日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付価格と同額である11,900円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が 24 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数が 6 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている単元株式数の定めを廃止するため定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は東芝デバイス&ストレージ株式会社 1 名となり、定時株主総会の基準日を定める必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条（がなくなるため、定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日に効力が発生いたします。

### 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2020 年 3 月 9 日（月）
② 整理銘柄指定日	2020 年 3 月 9 日（月）（予定）
③ 最終売買日	2020 年 3 月 27 日（金）（予定）
④ 上場廃止日	2020 年 3 月 30 日（月）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2020 年 4 月 1 日（水）（予定）

以 上